

特集Ⅱ

日弁連司法シンポジウムプレシンポジウム

避難者支援体制の確立に向けて

～広域避難者の実態調査を中心に～

第1 聞き取り調査の実施及び調査結果の報告について

災害復興支援委員会 副委員長 本元 宏和

1 聞き取り調査の概要について

(1) 目的

大阪弁護士会災害復興支援委員会では、大阪府下の広域避難者の実態や生の声から、国、自治体、東京電力などの責任の所在と、あるべき施策を明らかにし、必要な立法や政策提言、財源措置を求める必要があると考え、聞き取り調査を行いました。

(2) 方法

大阪府下避難者で、当会の相談会や原発説明会、自治体相談会へ参加された方へ協力依頼をして、応諾いただいた方、もしくは、大阪弁護士会ニュースに同封した聞き取り調査の協力願いに応諾いただいた方に対して、原則、担当弁護士が2名1組で避難者宅等を訪問し、避難者から数時間にわたってお話を伺いました。聴取内容は、定型アンケート用紙記載の回答項目のみならず、避難者の実情、現在感じていることなど多岐にわたりました。

面談調査を希望しない方に対しては、担当弁護士が、同調査用紙記載の回答項目を中心に、電話聞き取りを行いました。

また、面談調査、電話調査のいずれも希望しない方に対しては、当会から同調査用紙を郵送し、回答の上返送を依頼しました。

(3) 結果の概要

平成24年3月から7月にかけて実施し、86

名（一緒に避難して来られたご家族を含めた世帯総人数は213名）の方にご協力いただくことができました。

詳細は次項で報告しますが、回答者のうち65名は福島県出身で、うち47名が避難指示等区域外からの避難者でした。一方、回答者のうち34名が30代、18名が40代と若い世帯が多く、また、回答者のうち52名は女性で、うち26名はいわゆる母子避難者でした。このことから、大阪府下へ避難されている方は、福島第一原子力発電所事故に起因して避難を余儀なくされたが、何らかの理由で夫が避難せずにとどまったため、母子で避難することとなった方が多く、震災発生後1年半が経過した現在でも、このような状態が継続していることが確認できました。

なお、大阪府下での避難先は、大阪市が38名と最も多かったのですが、堺市に17名、その他の市町村に27名と分散しており、特定の市町村が支援活動をするだけでは不十分であり、大阪府及び府下市町村が一体となって広域的な支援に当たる必要があることも、改めて確認できました。

2 聞き取り調査から浮かび上がった問題点について

(1) 住居が不安定であることについて

避難先の変動の有無を尋ねる質問に対しては、ほとんどの方が変動していないと回答しており、避難が長期化・固定化していることがみ

てとれます（質問1①）。

ところで、避難先の住居は市営・町営住宅と府営住宅でおおよそ半数を占めており（質問2①）、また、引き続き希望する支援として、住居の無償賃借が最も多いことから（質問21）、避難生活を続けるにあたって住居の確保が極めて重要な問題であることが確認できました。

ただ、市営住宅等の入居期間が平成25年3月等と限定的であるため（質問2②）、現実には延長される可能性もありますが、非常に不安定な状況です。

避難者からは、既に1年半近い避難生活で子どもを中心に人間関係ができつつあり、家賃を負担してでも市営住宅に住み続けたいとの声もあり、引き続き行政に対して住居の確保を求めていく必要があります。

(2) 避難に対して、家族や周囲の理解が得られないことについて

いわゆる区域外からの避難者にあつては、家族全員で避難せず、夫や両親（義父・義母）が地元に残っている世帯が多く、母子で避難されている世帯が多いことが確認できました（質問4②）。その理由としては、仕事が圧倒的に多く、続いて、健康上の理由や住み慣れた土地から離れたくないことがあげられていました（質問4③）。

ただ、これらの理由で世帯が分離することについて、必ずしも家族間で理解が一致しているわけではなく、半数の世帯においては理解が得られていない等の問題を抱えている状況でした（質問11②）。

一方、たとえこのような問題がなかったとしても、地元と大阪との行き来は時間的・経済的に困難であり、地元に残る夫が大阪に来ることは少なく、来たとしても2、3日しか滞在できていない状況でした（質問5①、②）。また、大阪に避難されている母子が地元に戻ることは、放

射能の影響を懸念していることもあって、ない、あるいはほとんどない方が7割近くを占めていました（質問5③、④）。

このように世帯が分離することで子どもに影響が出ているとの回答も多数あり、また、避難に対する価値観の相違を契機として夫婦間で対立が生じているとの報告もあり、極めて深刻な状況です。

(3) 就職が困難であることについて

震災前と震災後の就業状況をお聞きしたところ、会社員は3分の2に、自営業は4分の1にまで減少し、無職の方が2倍に増加し、回答者の6割を占めるに至っていました（質問7、8）。

避難先での就労を希望している方が多数おられるところ（質問9①）、上記のとおり母子避難世帯が多いことから、その大半は妻（母）ですが（質問9②）、ほとんど就職できていない状況が確認できました（質問9③）。

現在特に困っていることでも仕事をあげの方が多く（質問17）、また、生活の自立に向けては仕事が必要との回答が最多であり（質問27②）、就労支援を継続していくことが必要です。なお、小さい子どもを抱えて預けるところがないため、就職ができないとの報告もあり、保育の面からの支援も必要だと思われます。

(4) 帰還の意思・予定の有無について

「地元に戻るお考えはありますか？」との質問に対しては、「戻りたい」と回答された方が16名おられましたが、「できれば戻りたいが、戻れるか分からない」と回答された方が22名、「戻りたくない」と回答された方が39名もおられました（質問10①）。その理由としては、「原発・被ばく」が20件と最も多く、「地元の家・親戚・友人などがいない」が5件、「戻る場所なし」が2件と続きました（質問10②）。

一方、「帰還について予定はありますか」との

質問に対しては、「ある」と回答された方が13名おられました。また、「ない」と回答した方が62名もおられました。また、「ある」と回答した方でも、いつになるかは未定としている方が多く、現実的には帰還しないことを既に決めておられる、あるいは帰還できないことを覚悟しておられる方がほとんどであることが見てとれます。

このことから、一時的な避難のための支援ではなく、大阪に定住することを前提とした支援が必要であることが、改めて確認できました。

(5) 健康面への不安について

健康面については、大半の方が心配しておられ、具体的には、避難生活によるストレスや不透明な将来に対する不安が多数を占めています(質問13①)。

また、放射能による健康被害への懸念も多く(質問13①)、多くの方が内部被ばく検査等の検査を希望しておられます(質問13②)。中でも、子どもへの影響を心配しておられる方が多いのですが(質問13④)、大阪ではこうした検査が十分に受けられる状況にはなく、専門医の育成も含めて、医療面での支援も必要であることが、確認できました。

(6) 経済面への不安について

現在の生活費の原資をお聞きしたところ、「給与」が32件ありましたが、「貯金切り崩し」が31件、「親族からの援助」が14件もありました。また、「仮払補償金」が13件、「義援金」が9件あり、いずれは経済的に行き詰ってしまうのではないかと懸念される状況です(質問12)。

これまでの経済的な支援は非常に有益でしたが(質問20)、上記の就職問題とあいまって、現在困っていることとして「経済面」をあげた方が最も多く(質問17)、経済面での支援も引き続き求められていることが確認できました。

(7) 情報が行き届いていないことについて

避難者が情報を得る手段としては、インターネットが最も多く挙げられていました(質問22①)。テレビや新聞も多く挙げられていますが(質問22①)、政府や国内メディアの情報が信用できないと考えている方も多く(質問22②)、口コミや噂、海外メディアから情報を得ていると答えた方も、少なからずおられました(質問22①)。なお、弁護士会の提供する情報が信用できると答えられた方が多数おられたことは当会にとっても幸いであり、引き続き充実した情報提供に努める所存です。

ところで、地元の情報や避難先自治体の情報は概ね行き届いていると言えますが、それでも3割近くの方に情報が届いていない状況です(質問18,19)。自発的なネットワークも構築されつつありますが、避難先で孤独な状況に陥らないためにも、また、支援活動や制度を周知するためにも、すべての方に情報が行き届くことが望まれます。

(8) 東京電力に対する請求に関して

大半の方が請求書等を受け取っていましたが(質問29①)、4割近い方が請求には至っていませんでした(質問29②)。ほとんどの方は請求しようと考えておられますが(質問30)、請求書の記載が難しいことなどが支障となっており(質問31)、弁護団等による支援が引き続き求められています。

ただ、慰謝料が低額であることや、ADRが東京と郡山にしかないことなどの問題もあり、制度改善を政府に訴えていく必要もあります。

3 以上のような問題点もふまえて、被災者支援のための提言を検討しました。

これについては、項を改めて報告します。

第2 政策提言(聴き取り調査を基にしたもの)

災害復興支援委員会 委員 坂本 哲

1 序論

- (1) 大阪弁護士会を始めとする全ての弁護士会、弁護士にとって、経験のない被害であることからすると、まず、その実態調査が不可欠であった。
- (2) 金銭賠償は真の問題の解決ではなく、長期的支援の視点を持つべきである。
- (3) 大阪弁護士会としては、まず、「大阪への」避難者の実情、視点に立つべきことである。

2 4つの基本的視点(避難者の立場から)

- (1) 避難者には、もう帰ることができない、帰らないと思っている人が多いことからすると、避難先=大阪で生きていくということが大前提である。
- (2) 金銭的賠償には限界があり、継続的な生活支援が必要である。
- (3) 避難者には、医療・健康への関心が高いことからすると、その観点からの政策提言が不可欠である。
- (4) 避難者には、孤立感、情報不足感が深刻であることからすると、大阪府民との連帯感、親族及び避難元の住民との絆を大切にすべきである。

ここで、チェルノブイリ法(ロシア連邦法としてのもの)を紹介してみる。

1986年4月26日に原発事故が発生し、事故から5年後の1991年、ロシア、ウクライナ、ベラルーシが、それぞれ被災地域の法的区分と被災者に対する支援について定めた法律(ロシアの被災者保護法の正式名称「チェルノブイリ原発事故の結果放射能被害を受けた市民の社会的保護について」)を制定した。その最大の特徴は、①放射能汚染地域を明確(数値化)に規定し、②その地域の住民に「移住権」を認めたことである。

ここに言う「移住権」は、単に自由に移住する権利(自由権としての移住権)ではなく、「移住それ自体に関わる費用の補償、移住先におけ

る住宅の入手や就業に関する一連のサポートを受ける法的権利」(社会権としての移住権)を意味する。その具体的なサポートとしては、i. 移住先での就職支援(職業訓練、就職までの月額給付金の支給等)、ii. 追加の有給休暇の付与、iii. 月額補償金の支給、iv. 年金・補助金の増額支給、v. 奨学金の50%増額支給、vi. 女性には放射能汚染地域外での健康対策実施を含む90日間の産前休暇の付与、vii. 妊娠手当、育児手当の支給、viii. 子供を対象としての手当の増額支給、ix. 必要な栄養素が高い濃度で含まれているおり、かつ、汚染されていない食品の支給、x. 学校への入学や職業訓練(寮生活)の際の入寮の、各優先権の保障がある。

次に、原発事故被災者生活支援新法(正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」)を簡単に見てみると、その三大特徴として、①「被災者」(一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者)(法律で定義を行った。)の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるもの(第1条)、つまり、被災者支援の基本法であること、②国の責務として、国が原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任があることを明確に認めたこと(第3条)、③「支援対象地域」(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域)(この法律の附則の2において、国は、放射線量の調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。)を設定し、この地域設定を軸に、

この地域からの移住、この地域での滞留、この地域への帰還を支援する施策を策定すると宣言していること、が挙げられる。

その評価として、規定が抽象的である（例えば、支援対象地域に指定されるための放射線量の基準値が具体的に規定されていない。）として批判する意見もあるが、上記のように、この法律はあくまでも基本法であり、基本法としては評価できるものと言わざるを得ない。

つまり、チェルノブイリ法と比較しても、チェルノブイリ法には規定がない、「帰還権」（避難者が支援対象地域に戻りたいと思ったときに、それを支援してもらえ権利）を示唆する規定（第10条）が置かれている。

その他、被災者の定期的な健康診断の実施、特に、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されるように措置を講じる（第13条2項）とし、さらに、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材育成の規定（第16条）を置くなど、きめ細かい方向性を定めている。

今後の展望、大阪弁護士会としては、上記被災者生活支援新法がその基本理念（第2条）どおりに、具体化されるよう、避難者と連携（これが重要）しつつ、国へ働きかけていくべきである。

3 政策提言のための10大視点

具体的な政策提言の観点から上記基本法を、もう一度、検討してみると、基本法では、(1)「とどまること」「避難すること」「帰還すること」それぞれの自己決定権を認め、それぞれの決定に対して適切な支援を行うことが認められた。しかし、権利性をより明確に認めさせ、さらに、権利の多様性を認めさせる必要があるのではないか。そして、権利の「多様性」のなかに、決定過程への参加権・情報公開請求権等を入れ込むべきではないか。(2) 国の責務として、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を

保護すべき責任と原子力を推進してきたことに伴う社会的責任を認めた。しかし、国の責任をより明確に規定し、基本方針策定の際、意識していくべきではないか。また基本法は、(3) 地方自治体の責務については何も定めていないが、聴き取り調査の結果、避難地（大阪）で今後も暮らしていこうという気持ちの方々が多数を占める以上、当該自治体の役割は重く、大きい。しかも、避難者は多様なニーズを有している。そこで、具体的には、以下のような施策を地方自治体（大阪府、大阪市、堺市等々）が率先して実施していくべきである。つまり、医・食（職）・住の各面において、もともとの住民（大阪府民）と同等レベルの生活ができるようにするための公的保障を避難者にも確保する。具体的には、(i) JOB フェニックス事業の延長・拡大、JOB トレーニング支援の活用、(ii) 民間企業に避難者の優先採用を促す、(iii) 母子避難者で、親が就労を希望する場合は、子を保育所へ優先入所させる、また、母子家庭用の公的サービス（一時預かり保育等々）を母子避難者にも提供する、(iv) 公営住宅に入居中の避難者に対し、その無償利用期間の延長を早期に決めて速やかに発表する、(v) 同じ地域（例えば、大熊町）は避難者をなるべく同じ地区（例えば、高槻市登町）の公営住宅に入れるようにする（避難者のコミュニティの維持・継続）等々である。

しかし、現在、避難先の自治体の間には格差がある。そこで、各地方自治体には、その役割の重要性について自覚してもらう必要がある。また、国ではなく、避難者に最も身近な地方自治体こそが避難者の孤立感を解消することができることからすると、さらに (vi) 避難者の実情・苦勞を地域住民に広報する、避難者と地域住民との交流会を定期的に開催し続ける、(vii) 多様な情報（出発地の除染状況、避難地の生活情報、等々）の提供等も必要である。

また、(4) 基本方針の策定、それに続く、具他の指針の策定、政策実現の手順の決定、検証すべき目標数値の設定が早急になされるべきである。さらに、(5) 支援対象地域の指定の基準のあり方とし

て、チェルノブイリ法の基準を参照しつつ、早急に指定する必要がある。なぜなら、国が避難者を支援する地域が明確になれば、夫婦間で避難すべきか否かについての意見対立、避難した人としないうで避難元に残った人との感情的対立が緩和されるであろうからである。(6) 当事者参加の仕組みとして、避難者(当事者)の意向をどのようにして正確に汲み取っていくべきか、「コンセンサス」形成をどのように実現すべきか、についても十分議論する必要がある。(7) 子ども、更に次の世代への配慮の在り方も、多角的に検討すべきである。(8) 医療の重要性は言うまでもなく、(viii) 甲状腺、血液検査の無料化、(ix) 健康診断の対象の拡大、(x) 放射能

に知識・理解のある医師の養成、(xi) 心のケア、精神的疾患に対する医療の充実等の施策を早急に実現すべきである。また(9) 偏見差別解消も忘れてはならない課題である。最後に(10) 研究・調査と個人情報保護・情報公開の在り方についての検討も不断に怠ってはならないものである。

4 まとめ

要するに、真の避難者(被災者)支援は始まったばかりであり、自分達で立ち上がろうとする避難者を、大阪弁護士会も引き続き支援していくことが、是非、必要である。このことこそが、基本的人権の擁護と社会正義の実現につながるのである。

第3 福島原発事故を原因とする損害賠償請求の現状と課題

1 福島原発事故の概要

昨年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続いて起こった津波により、東京電力福島第1及び第2原子力発電所事故(以下「福島原発事故」といいます。)が発生しました。特に、福島第1原子力発電所では全電源停止に至り、1号機では、3月11日の時点で炉心の損傷が起り、翌3月12日には原子炉建屋において水素爆発が発生して、建屋の4及び5階部分が鉄骨の骨組みを除いて吹き飛びました。また、3号機では、遅くとも3月13日の時点で炉心損傷が始まり、翌3月14日には原子炉建屋において水素爆発と見られる爆発が発生し建屋が大きく損傷しました。4号機でも3月15日建屋においても水素爆発が発生し、建屋が損傷しました。2号機では、建屋が損傷を受けるような爆発は発生していないものの、遅くとも3月14日には炉心損傷が起っていたと考えられており、翌3月15日には圧力抑制室が破損して大量の放射性物質が放出されました。

災害復興支援委員会 副委員長 白倉 典武

2 政府による避難指示

政府は、この福島原発事故の発生を受け、3月12日までに避難指示を3km圏、10km圏、20km圏と拡大していきました。また3月15日には20～30km圏の住民に屋内退避が指示されました。さらに4月21日には20キロ圏内を罰則を伴う警戒区域に指定し、翌4月22日には、屋内退避区域を解除した上で、ほぼ同様の地域を緊急時避難準備区域に指定するとともに、放射線量が高い福島第1原発から北東方向を計画的避難区域に設定しました。

3 被害の広がり

福島原発事故による放射能汚染は、上記の避難指示等対象区域にとどまらず、福島県をはじめ東北地方南部から関東地方にまで広がっています。福島原発事故の結果、ヨウ素換算でチェルノブイリ原発事故の約6分の1にも相当する大量の放射性物質が放出されたといわれています。しかも、

現在も福島原発事故は完全には収束しておらず放射性物質の放出が続いています。

このような福島原発事故による広範囲の放射能汚染から逃れるために、避難指示等区域内外を問わず、多数の被害者の方々が日本全国に避難されています。復興庁の発表によれば8月2日現在で、福島県から福島県内外に避難している方の数は16万人を超えており、このうち、福島県から福島県外へ避難されている方は6万人を超えています。現時点において、福島県からの避難者の多くは、福島原発事故を理由として避難されているものと考えられますので、16万人の方のほとんどは福島原発事故を理由に避難されているのではないかと考えられます。また、福島県外の方であっても福島原発事故を理由として避難されている方も相当数あるものと考えられますし、復興庁の統計には表れていない避難者の方もあると考えられます。

また、この復興庁の統計によれば、岩手県、宮城県及び福島県から近畿へ避難されている方は4,442人であり、うち大阪へ避難されている方は1,274名となっています。このうちの7割から8割程度の方は、福島原発事故を理由として避難されている方と考えられます。

4 関西弁護士による原発ADRへの和解仲介申立て

平成23年8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」といいます。）が、主に、避難指示等対象区域内の被害者に対する東京電力の損害賠償に関して、中間指針を発表しました。これを受けて、東京電力は、平成23年9月から避難指示等対象区域内の被害者による本請求の受付を開始しました。また、福島原発事故による損害賠償に対応するために紛争審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）も9月1日から和解仲介申立の受付を開始しました。

このように福島原発事故による損害賠償が本

格的に動き始めたことから、関西に避難している被害者の方々から、損害賠償に関する具体的な相談がよせられるようになり、これに対応するために、大阪、兵庫及び和歌山の弁護士により、東日本大震災による原発事故被災者支援関西弁護士団が結成されました。現在、全国では、北海道、山形、宮城、福島、新潟、茨城、群馬、栃木、埼玉、東京、神奈川、千葉、福井、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川の各地で弁護士団が結成されています。

関西弁護士団では、関西に避難されている被害者の方々から相談を受け、平成24年5月7日に第1陣として、8世帯25人について総額2億5400万円余りの損害賠償を求めてセンターに対して和解仲介の申し立てを行いました。次いで、7月10日には第2陣として11世帯28人について総額3億9500万円余りの損害賠償を求めてセンターに対して和解仲介の申し立てを行いました。

5 全国でのセンターに対する和解仲介申立ての状況について

平成24年8月末現在で、センターに対する申立件数の総数は3,793件であり、そのうち和解が成立したのは520件です。和解打ち切り163件、取り下げ231件を含めても既済件数914件に過ぎません。

また、当初、センターでは、3か月程度での解決を目指していましたが、現状では、和解の成立まで6か月以上の期間を要しています。

6 東京電力による損害賠償の支払状況

7月1日に開催された第6回原子力災害からの福島復興再生協議会における資料によれば、平成24年6月7日時点での賠償支払状況は、仮払いが1,465億円、本賠償が8,314億円の合計9,779億円となっています。本賠償の内訳は、個人に対する本賠償が約96,100件で1,381億円、事業者に対する本賠償が約55,500件で2,642億円、区域外から

の避難の方に対する賠償が約 585,000 件 2,526 億円となっています。また、7月26日の東京電力プレスリリースによれば、従前、賠償のための資金として原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償金として1200億円、原子力損害賠償支援機構から1兆97億円を受領していたが、さらに1071億円を機構から受領したとのこと。報道によれば、9月5日現在で、1兆1966億円の損害賠償がなされているということです。

7 今後の課題

(1) 損害の算定について

現在、全国の弁護士会で議論されている問題の一つに、避難指示等対象区域内に所有していた不動産の損害をどのように算定するのかという点があります。東京電力は1年以上にわたり、避難指示等対象区域内に存在する動産や宅地・建物に関する損害賠償について、原則として賠償を先延ばしにしてきました。このような状況の中で、経済産業省は、今年の7月20日に避難指示等対象区域内に存在する動産や宅地・建物の賠償額算定の方針を明らかにし、これを受けて、東京電力も同月24日にこれらに関する賠償額算定の基準を明らかにしました。

これによれば、宅地については固定資産税評価額に1.43を乗じて賠償額を算定するものとなりました。これは、固定資産税評価額が時価の7割を目処として算定されていることから、これを割り戻して時価を算出しているものと考えられます。また、建物については、固定資産税評価額や建築着工統計を用いて、福島原発事故当時の価値、つまり建物の中古価格を算定し、これを賠償するものとしています。

確かに、時価相当額を賠償することが損害賠償に関する原則的な考え方ではあります。

しかしながら、このような考え方は、時価相当額を賠償すれば、同等の物を手に入れることができ、したがって、被害者を事故前の原状に

復することが出来るからであるということが、その根本にあると考えられます。ところが、福島原発事故によって避難指示等対象区域となった地域は元々の不動産の価格が安い地域であり、しかも、福島原発事故の結果、その地域全体が被害を受けていることから、近隣において不動産を購入することはできません。そうすると、失った不動産について時価相当額の賠償を受けても、他の地域において宅地・建物を手に入れて生活基盤を再構築することは困難であると考えられます。

つまり、失った不動産の時価相当額の賠償を受けても、被害者の生活は、事故前の状態に回復されることはないのであり、不動産の時価相当額を賠償することで損害が回復されたとはいえないと考えられるのです。そのため、宅地・建物の賠償が如何にあるべきかということが問題となっています。宅地・建物に関する賠償額について、関東の弁護士会を中心に議論がなされ、少なくとも全国で平均的な宅地・建物を購入あるいは建築できる金額が賠償されるべきとの考えのもと、独自の基準を提示しています。

(2) センターについて

センターは、福島原発事故による東京電力に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に解決することを目的として設置されました。全国の弁護士会も、センターには大きな期待を寄せていました。

しかしながら、現在、センターについて、いくつかの問題が指摘されています。まず、人的資源が限られるため、当初、申立から3か月程度での解決を見込んでいましたが、実際には解決まで6か月程度の時間を費やしています。その結果として、センターが受付を初めてから1年が経過していますが、上記のとおり3,793件の申立てのうち、和解が成立したのは520件に過ぎません。また、このように事件が滞留して

いることから、センターは、口頭審理を行うことなく事件の解決をはかろうとしており、特に、遠方での口頭審理開催については極めて消極的です。関西弁護士として申立をした19世帯53人についても、関西弁護士側からの度重なる要請にもかかわらず、現時点では、大阪において口頭審理を行うことに応じていません。

また、センターが出す和解仲介案には裁定機能が認められていないため、東京電力が和解仲介案に応じなければ解決をはかることができません。現在、東京電力が自らの基準に固執することから仲介委員もこれに影響され、低額の和解となっているのではないかと疑われる事例も報告されています。

さらに、上記のように6か月もの期間を要するにもかかわらず、和解仲介案には裁定機能がないことから、和解内容は東京電力が直接の本請求において認めて支払う金額と、ほとんど差がないのではないかとという疑問も生じています。

加えて、福島原発事故から1年半が経過し、損害賠償請求に関する時効期間も意識せざるを得ないようになってきていますが、センターへの申立には時効中断効が認められていません。

これらのセンターに関する問題点について、日弁連では、平成24年8月23日付で、センターの和解仲介案について東京電力に対してのみ裁定機能を認めること、センターの申立には時効中断効を認めることなどの立法を求める意見書を発表しています。

(3) 区域外避難の方々に対する損害賠償の問題について

上記のとおり、福島原発事故による放射能汚染は、避難指示等対象区域外にも広がっており、区域外から避難されている方も多数おられます。この区域外から避難されたの方々に対する損害賠償について、紛争審査会は、平成23年12月6日に中間指針追補を発表しました。この中

間指針追補で具体的に認められた金額は極めて少額でしたが、これ以外の損害賠償を否定するものではなく、あくまで東京電力が早期に賠償に応じることができる金額を明示したに過ぎないことが明記されていました。

ところが、東京電力は、基本的には中間指針追補で認められた金額を賠償し、それ以上の損害賠償には応じようとはしていません。そして、このような東京電力の態度と、上記のようにセンターの和解仲介案には裁定機能がないことなどにより、区域外避難の方々に対する損害賠償は、センターにおける和解も極めて低い水準となっています。

区域外避難の方々に対する損害賠償の現状は、失った生活の回復にはほど遠いものです。

区域外避難の方々への損害賠償をどのようにすすめていくのかは、今後の大きな課題です。

(4) 最後に

以上のように、現在も、福島原発事故による被害者に対する損害賠償については多くの課題を抱えており、全国の弁護士では、これらの課題を克服すべく努力を続けています。

さらに、福島原発事故の被害者救済は、単に、損害賠償を認めさせ、あるいはその賠償額を多くすることによってのみではかることはできません。今後長く続くであろう健康に対する不安、失った生活基盤の再建など、様々な問題を解決していかなければ被害者が本当に救済されたとは言えません。真の被害者救済ためには、損害賠償だけではなく、被害者救済のための制度づくりをすすめていくことも必要であると考えています。そのために、今国会で成立した「東京電力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」を実効あらしめるような活動も必要になっていくと考えています。

第4 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会の活動や各支援団体との連携

災害復興支援委員会 副委員長 浜田 真樹

1 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会の活動

本年5月、「大阪府下避難者支援団体等連絡協議会」が結成されました。この協議会は、大阪府下で活動する支援団体のほか、避難当事者団体も含めて広く結集し、情報交換や意見交換などの場とすることのほか、避難者に向けての情報発信の拠点となることも想定して立ち上げられたものです。立ち上げ総会には、大阪府、大阪市、堺市をはじめとした府内の自治体もオブザーバーとして参加したほか、福島県の職員の方も参加しました。

立ち上げ時点における加入団体は約50団体で

したが、現在までに80団体を超えています。中でも、大阪府内のすべての社会福祉協議会が参加していることから、各市町村等との連携を実現し、かつ強化していくことも期待されています。なお、大阪弁護士会は、大阪市社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会などとともに、この協議会の事務局を担当しています。

協議会では、約2か月に1度の頻度で「定例会」を開催することにしています。定例会では、その時点におけるホットな話題を中心に、あらかじめ定めた2ないし3程度のテーマについて情報交換・



意見交換を行っていく予定です。

たとえば7月の定例会では、「仕事」と「住まい」を取り上げました。これらはいずれも、生活を安定させるための前提条件となるものです。ところが、実際には、多くの避難者が利用している公営住宅等には使用期限が定められており（現時点では、震災発生から2年まで等としている自治体が多くみられます）、延長がなされるかは不確かな状況です。また、仕事についても、正社員として働ける仕事を探していても見つからない人や、子どもを預ける先がなくて仕事に出られない人もいます。このように、大阪の地で避難生活を続けていくうえで、「住まい」と「仕事」は、いずれも大きな問題となっています。さらには、現在の住居をいつまで使用し続けられるかがわからないために、万が一にでも職場に迷惑をかけることになってはならないと考えて、住居が安定するまでは正社員としての仕事につかないという避難者もいます。これは、「住まい」の問題が「仕事」にまで影響を与えている例といえるでしょう。

協議会では、このような問題を参加者間で共有し、ともに解決策について検討していくことが期待されます。

また、単なる情報交換・意見交換等にとどまらず、協議会が主体となって、これまでバラバラに送付されていた避難者に対する情報を集約し、まとめて発信する方策も検討しています。このようにすることで、避難者に対して、より整理された、わかりやすい形での情報提供を行うことができると考えられます。

2 支援団体との連携

上記協議会のほかにも、当会災害復興支援委員会は、支援団体等と連携して避難者支援にあたっています。たとえば、支援団体の主催する避難者交流会などのイベントに参加して法律相談を行ったり、当会の主催する「原発賠償説明会+なんでも相談会」に支援団体にも参加してもらい、法律相談のみならず生活相談・教育相談等にも広く対応できるように手配するなどしてきました。

また、最近では、避難当事者による団体が学習会や交流会を開催されるケースも増えてきています。たとえば、「福島フォーラム」は、毎月定例の勉強会を開催される予定です。災害復興支援委員会からは、この勉強会に、各回2名程度の講師・相談担当者を派遣することとしています。ほかにも、避難当事者が中心となって高槻市で毎月開催されている出張相談会にも、定期的に弁護士を派遣しています。

避難者のニーズは多岐にわたりますので、弁護士だけで対応しきれるものではありません。また、弁護士会が把握している避難者の数も、残念ながら十分ではありません。そのため、災害復興支援委員会では、今後も、支援団体や当事者団体と連携を図り、より多くの避難者に対し、より多くの支援を提供できるよう努めたいと考えています。